

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年4月28日（令和3年（行情）諮問第173号）

答申日：令和3年9月16日（令和3年度（行情）答申第249号）

事件名：AAFE S等の売上げがどういふふうに使われているのか防衛省が把握している資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の④及び⑤に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月24日付け防官文第18264号により防衛大臣（以下「処分庁」、「諮問庁」又は「防衛大臣」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

不開示とした理由が、「文書の保有を確認する事ができなかった」とあるが、毎年防衛省は、労務費を支はらっており、文書が確認できないではすまされない事である。

防衛省は、何のために労務費をAAFE S等に支はらっているのか、元もとAAFE Sは売上精算金の会社であり、その中から労務費を支はらっていたのを、防衛省が労務費を支はらう事になった。

防衛省が、AAFE Sの売上がどうなっているのかを調査してないとすると、アメリカ合衆国はAAFE S等の売上が何に使用しているのかと、疑かってしまう。

一部のアメリカ人のポケットの中にはいつているのか、または、防衛省の一部の人にバックマネーとしているのか、色々疑かってしまいます。

また、AAFE Sが、おもいやり予算で労務費を支はらう事になった時には、車両、フォークリフトを購入する時ワイロ等を業社側に要求する事もありました。

その資料を添付します。

以上の事から防衛省は開示請求した資料を、開示すべきであり、開示請求します。

(2) 意見書

ア 防衛大臣は、（存在を確認できなかった。）と説明しているが、部局、部署とはどこか説明がない、

間違った部局、部署を捜したのではないのか、

また職員等に事情を説明し、調べたのが事実がない。

事実、文書は存在するが捜す方法が間違った方法で捜したのではないのか、

イ 防衛大臣は、文書の存在が確認できなかったら、AAFE S等に支払っている労務費の根拠を国民に説明しなければならない。

ウ 現在、コロナ19の影響で生活が困窮している人々が大勢いるとニュース等は話しているが、防衛大臣はAAFE S等に労務費として支払っている金額を国民に対して、信をとらなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、①から③までに該当する行政文書として、「労務費の負担についての根拠合意資料」を特定したが、本件対象文書については保有を確認することができなかったことから、令和2年11月24日付け防官文第18264号により、法9条1項の規定に基づき、「労務費の負担についての根拠合意資料」を開示とし、本件対象文書については、文書不存在のため不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、内部部局の関係部署において、机、書庫、パソコン内のファイル等を探索したが、その保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり不存在とした文書の開示を求めるが、原処分を行うに当たって、「労務費の負担についての根拠合意資料」が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり、本件対象文書については、上記2のとおり、内部部局の関係部署において所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においてもその存在を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月8日 審議
- ⑤ 同年9月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、このうち①ないし③に該当する文書を特定し、開示するとともに、本件対象文書については、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書の内容に鑑みれば、本件対象文書の開示を求めるものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、本件開示請求を受け、開示請求文言にいう「おもいやり予産」とは、その記載内容等から、防衛省関係予算のうち、在日米軍駐留経費負担を指すと解釈した。

さらに、AAFE Sとは、米軍基地内での物品販売等を行っている組織であるArmy & Air Force Exchange Serviceのことであると理解した。

イ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」において、日本国は「合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの」（以下「労働者」という。）に対する給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する旨定められている。

ウ AAFE Sは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（以下「地位協定」という。）15条1(a)に定める諸機関に含まれることから、AAFE Sに勤務している労働

者の給与等については、在日米軍駐留経費負担に計上され、日本国が負担している部分があるものの、AAFE S 自体は、AAFE S の公式ウェブサイトにあるとおり、防衛省以外が運営する組織であることから、その売上げ・予算等については、防衛省が関知する立場にない。そのため、「売上を米軍に照会し、その売上げ請求」をすることはなく、請求を「なぜしなかったのかの資料」等も存在しない。

エ 本件開示請求を受け、防衛省内の関係部署の執務室内、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

オ 本件審査請求を受けて、念のため、担当部署において、執務室内、書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、地位協定等を確認したところ、諮問庁の上記(1)イ及びウの説明に不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)エ及びオの二度にわたる探索の範囲等も不十分とはいえない。

したがって、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

原処分の不開示理由について、「保有を確認することができなかった」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、処分庁においては、今後の対応においては、上記の点につき留意すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

おもいやり予産について、

- ① 日本人従業員について、おもいやり予産が、いつ、だれが、どのように支払う事を決めた資料
- ② 日本人従業員に、おもいやり予産がなぜ使かわれるようになったかの資料
- ③ A A F E S等の（スーパー・コンビニ・ファーストフード店）は元々は、売上で日本人従業員に給料を支払っていたが、日本人従業員におもいやり予産で給料を支払う事になった資料
- ④ A A F E S等の売上げがどういうふうに使かわれているのか、防衛省が把握している資料
- ⑤ A A F E S等の売上を米軍に照会し、その売上げ請求し、日本人従業員に給料として、当てた資料
その請求を今まで請求していなかったら、なぜしなかったのかの資料、または出きなかったのかの資料